

## 臨時調査実施要領（抄）

（最終改正 平成28年4月1日）

### （目的）

- 1 北九州市建設業者有資格者名簿に登載されている業者のうち、新たに指名選定の対象としようとする業者及び登録期間内に事業所等の新設、移転、改築等を行った業者について、当該業者の事業所を現地確認することにより、企業実態を具体的に把握し、本市発注工事にかかる適正な指名業者選定を行うことを目的とする。

### （調査対象）

- 2 北九州市建設業者有資格者名簿登載業者のうち、次の者を調査の対象とする。
  - (1) 市外に本店を置く業者
    - ア 新たに市内に支店、営業所等を設置した者
    - イ 市内の支店、営業所等を移転、改築した者
  - (2) 市内に本店を置く業者
    - ア 過去に指名実績がなく、技術監理局長又は整備事務所長が新たに指名選定の対象としようとする者
    - イ 指名を中断していたが、状況の変化により指名再開の適否の検討を必要とする者
    - ウ 登録期間内に事業所を移転、改築した者

### （調査項目）

- 3 次の事項について調査するものとする。
  - (1) 経營業務の管理責任者の在勤状況
  - (2) 技術者の資格及び在勤状況
  - (3) 従業員の在勤状況
  - (4) 事務所の実態、本社機能
  - (5) その他「北九州市建設工事入札参加資格審査申請書」に記載された事項

### （調査方法）

- 4 実地調査は、原則として次により行うものとする。
  - (1) 調査員2名編成により、対象業者の事業所を訪問する
  - (2) 対象業者への調査の予告は、調査予定日の前日又は当日に行う。この際、代表者又は経營業務の管理責任者及び業務に支障のない範囲で技術者等の待機を求めるとともに、必要書類の準備を依頼する
  - (3) 調査員は、資格審査申請時に当該業者から提出された「技術者名簿」、「保有機材調書」を持参し、当該業者が保管する関係書類等と照合、確認する
  - (4) 調査終了後は、速やかに「臨時調査報告書」（様式第1号【省略】）を技術監理局長に提出する。

なお、この報告書は「業者実態調査依頼書兼調査結果書」の様式と兼用することができ

る

付 則

1 この要領は、平成5年6月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。